

## 加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォーム 規約

### (名称)

第1条 本会は、加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォーム（以下、「エリプラ」という。）と称する。

### (目的)

第2条 エリプラは、加茂駅周辺まちなかエリア（以下、「まちなかエリア」という。）における未来ビジョン（以下、「未来ビジョン」という。）を具現化するため、まちなかエリアの関係者間で情報と課題を共有するとともに、産学官金の連携による民間・市民が主体のまちづくりを推進し、まちなかエリア及び加茂市全体の新たな魅力と価値を創出することを目的とする。

### (活動)

第3条 エリプラは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び更新
- (2) まちなかエリアのまちづくりに関する情報共有及び意見交換
- (3) 未来ビジョンの具現化の推進に関する活動
- (4) その他、上記目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第4条 エリプラは、第2条及び第3条に賛同する以下の会員により構成する。

- (1) まちなかエリアのまちづくりに関わる民間事業者、地域団体、教育機関、自治体等
- (2) 上記のほか、オブザーバー、アドバイザー等エリプラの活動に必要と認められる者

### (事務局)

第5条 エリプラの事務局は、加茂市に置く。

- 2 事務局は、エリプラ全体の運営に必要となる連絡・調整等を行う。

### (会議等)

第6条 エリプラは、必要に応じて招集し開催する。

- 2 エリプラは、活動のため必要があると認めるとき、会員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 第3条の活動のうち、具体的な事業を円滑に検討、実施するため、事務局が必要

であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは必要に応じて、エリプラに報告を行う。
- 3 その他、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

#### (経費等)

第8条 会議等に要する費用及び参加報酬等（以下、「経費等」という。）は、以下のとおりとする。ただし、事務局からの提示があった場合は、この限りではない。

- (1) 第3条第1項第1号に定める活動に要する経費等：事務局負担とする。
- (2) 第3条第1項第2号に定める活動に要する経費等：会員の自己負担とする。
- (3) それ以外に要する経費等：都度協議して定める。

#### (秘密保持義務)

第9条 会員は、秘密保持に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) エリプラにおいて知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- (2) 退会後においても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

#### (禁止行為)

第10条 会員は、エリプラの運営にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 会員の資格を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為
- (2) エリプラ、他の会員若しくは第三者の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (3) エリプラ、他の会員若しくは第三者を誹謗中傷する行為又はエリプラの運営を妨げる行為
- (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (6) 事務局の承諾なくエリプラの情報若しくはエリプラが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (7) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

#### (入会)

第11条 エリプラに会員として入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別途定める方法により入会申込書を事務局に提出して入会の手続きを行うこととする。ただし、加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォーム準備協議会に参加していた者（以下

「協議会委員」という。)が引き続きエリプラの会員となることを表明した場合は、この手続きを省略することが出来る。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意したものとする。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報(以下「会員の個人情報」という。)を名簿に登録すること

(2) エリプラの運営上必要な場合に限り、事務局が会員情報を利用すること

3 次の各号に掲げるいずれかの項目に該当すると判断した場合、入会申込みを受付けないことがある。

(1) エリプラの目的及び未来ビジョンの趣旨に賛同していないとき

(2) 過去に、第13条第2項に定める資格喪失に関する処分を受けたことがあるとき

(3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがあるとき

(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者であるとき

(5) その他、エリプラへの入会が不適切であるとき

4 協議会委員以外のエリプラへの入会は、原則として未来ビジョン策定後に手続きを行うこととする。ただし、会員全員の賛同が得られた場合にはこの限りではない。

#### (個人情報の変更や退会)

第12条 会員は、会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続きを行うこととする。

2 エリプラを退会しようとする会員は、書面により事務局にその旨を届け出なければならない。

#### (会員資格の喪失)

第13条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失することとする。

2 会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本規約に違反又はエリプラの信用を著しく害したとき

(2) 第10条の各号に掲げる行為を行ったとき

(3) 会員が解散又は営業を停止したとき

(4) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき

(5) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明したとき

(6) 前5号に掲げるもののほか、エリプラの運営に支障をきたすなど、事務局が会員として不適当であると判断したとき

(個人情報)

第14条 事務局は、エリプラの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に開示、提供はしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、エリプラの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月13日から施行する。